

# 在宅失語症者への公的派遣サービス創設に向けて

吉川雅博

## 1はじめに

1981年の国際障害者年のスローガンは、「完全参加と平等」であった。障害者基本法の第1条（目的）では、「障害者の自立及び社会参加の支援」が強調されている。障害者の社会参加は現在でも重要課題と位置づけられている。障害者自立支援法の下での在宅障害者に対する福祉サービスには、介護給付の居宅介護や行動援護などと市町村地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業や移動支援事業などがある。

移動支援事業は同要綱（資料1参照）で、「屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う」としており、この事業の対象は肢体不自由（全身性障害）、視覚障害、知的障害、精神障害であり、サービス提供者は移動支援に関する研修を終了した者と規定されている場合が多い。

一方、コミュニケーション支援事業は地域生活支援事業実施要綱（資料1参照）で、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害」と規定されているにもかかわらず、聴覚障害者に対する手話通訳や要約筆記、視覚障害者に対する代筆・代読の事業（資料2参照）が行われているだけである。また都道府県地域生活支援事業の「盲ろう者通訳・介助員養成研修（派遣）事業」が、平成21年度からはすべての都道府県において実施される予定となっている。

コミュニケーションに支障がある障害者の中で、失語症者は身体障害者手帳の言語機能の喪失あるいは著しい障害に該当するにもかかわらず、サービスが受けられない状況となっている。これは聴覚障害者に対しては、公的な研修が規定されている手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者が存在しているが、失語症者に対してはコミュニケーション支援を担う公的に特定された

人材が存在せず、当然規定された研修も行われていない状況があるからではないかと考えられる。

脳血管障害や脳外傷などによる後遺症で発症する失語症は、1998年度の厚生省の推定では、言語訓練をはじめとしたリハビリテーションを必要としている失語症患者の数は、全国で約12万人であるとされている。しかし、実際はもっと多く全国で30万人とも50万人とも言われている。失語症は中途障害であり、発症を機に言語機能が低下する（個人差が非常に大きいのが特徴であり、一人ひとり言語能力がちがう）。日常生活におけるコミュニケーション障害程度が顕著である40代や50代の患者も少なくない。社会的な活動が期待されているにもかかわらず、通訳派遣の支援が得られないために社会参加ができる方も多い。聴覚障害者に対する手話通訳や要約筆記者と同様に、失語症者も会話を助ける適切なコミュニケーション支援（会話パートナー）があれば社会参加は可能と考えられている<sup>1)2)3)4)</sup>。本稿では失語症者とその他の者の意志疎通を仲介する人を、日本でも定着しつつある『会話パートナー』と呼ぶことにする。

在宅失語症者の自立及び社会参加のためには、コミュニケーション支援サービスが必要不可欠であるにもかかわらず、現状のコミュニケーション支援事業では派遣者を聴覚障害者のための手話通訳や要約筆記者と特定しているため、在宅失語症者はコミュニケーション支援事業の実質的な対象となっていない。そこで、在宅失語症者への派遣サービスのモデルと考えられるコミュニケーション支援事業と移動支援事業、都道府県地域生活支援事業の「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」を参考することで、在宅失語症者への公的派遣サービスに関する制度内容を検討することが本稿の目的である。

## 2 在宅失語症者への公的支援の現状

失語症は言語機能障害のひとつとして、一定の障害程度以上であれば身体障害者手帳の3級あるいは4級に該当する。したがって、障害種別に関係なく3級あるいは4級を対象とする福祉サービスを受けることができる。日常生活用具給付制度において、携帯用会話補助装置（VOCA）も給付可能である。

厚生労働省の実施要綱（資料1参照）では、対象者を「聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」とし、意思疎通の円滑化を図ることを目的としている。しかし、実際には手話通訳者・手話奉仕員または要約筆記者を派遣しているため、対象者は聴覚障害者に限定されていると言える。しかし、一部地方自治体では、失語症者対象の派遣事業や通訳に相当する会話パートナーの養成事業を行っているので、以下に紹介する。失語症者への公的支援が実現不可能ではなく、地方自治体の姿勢次第であると言える。

### 2.1 会話パートナー

失語症は、脳卒中や事故などで大脳の言語野が傷つくことによって生じるコミュニケーション障害である。「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」の機能を司る大脳の部位は、言語野において局在していることから、一人ひとりの損傷部位のちがいにより失語症者の言語機能は個人差が非常に大きい。障害程度はもとより、ことばの4つの機能「話す」、「聞く」、「読む」、「書く」の残存能力はそれぞれ何も関係がなくばらばらである。したがって、「話す」ことがほとんどできなくても「聞く」ことはあまり支障がない人もいる。一方、「話す」ことは流暢にできても「聞く」ことが苦手でほとんど通じない人もいる。失語症は非常にわかりにくい障害と言える。

このような症状をもつ失語症者が社会参加を果たすためには、失語症のことをよく理解し、各人の症状の特徴を把握したうえで失語症者のコミュニケーションを補いながら一緒に会話できる人が必要不可欠である。1997年にカナダのAura Kaganにより、世界で初めて失語症に関する知識と会話技術をもった失語症者の会話パートナーの養成活動が始められた<sup>1)</sup>。日本では2000年に初めて東京で会話パートナーの養成活動が始まられ<sup>5)</sup>、現在では全国で16団体が会話パートナーの養成活動を行っている。2009年8月に全国の12の会話パートナー関係団体が一堂に会し、初めての情報交換会を東京で開催したところである<sup>6)</sup>。

### 2.2 失語症会話パートナー派遣事業

我孫子市では、市の単独事業として平成17年度から

「失語症会話パートナーの養成と派遣事業」が始まっている<sup>7)</sup>。市のホームページによれば事業の目的は、「意思疎通を図ることに支障のある失語症者の方に対し、失語症会話パートナーを派遣することにより、社会参加の促進を図ることを目的としています」としている。事業内容は、「コミュニケーションのお相手が必要なときや、地域での趣味活動、会議や催し物などに参加するときに、失語症会話パートナーを派遣」するとしており、派遣場所として我孫子市内の保健センターなど2か所を、時間は午後2時から3時までの1時間を指定している。失語症者と会話パートナーが自由な会話をを行い、対等な立場を保つために、失語症者1名に対し会話パートナー1名を派遣することを原則としていて<sup>7)</sup>、会話パートナーには700円が支給される。

### 2.3 会話パートナー養成講習会

我孫子市だけでなく、東京都板橋区、東京都世田谷区、武蔵野市では、行政が会話パートナー養成講習会を主催している。養成された会話パートナーは、地元の当事者団体である失語症友の会の活動や当事者の自主グループ活動に参加している<sup>6)</sup>。

## 3 公的支援サービスの派遣の現状

コミュニケーション支援事業の対象者は地域生活支援事業実施要綱（資料1参照）で、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と規定され、聴覚、言語機能、音声機能、視覚の例示がされている。また、移動支援事業の対象者は、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めたものと規定されているが、全国市町村の実施要綱を調べると、肢体不自由者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）となっている。

移動支援事業の実施要綱（資料1参照）の目的が「地域における自立生活及び社会参加を促すこと」と明記され、コミュニケーション支援事業でも移動支援事業でも、盲ろう者通訳・介助員派遣事業でも、その派遣対象として具体的な内容を示しているそれぞれの実施要綱（資料3、資料4、資料5、資料6参照）を見ると、社会生活、余暇活動、社会参加という非常に幅広い内容に対して派遣を認めていることがわかる。派遣できない例としては、以下の4点が多くの市町村のガイドラインとなっているようである。

- ▶ 政治団体の活動（特定の政党の政治活動など）
- ▶ 宗教団体の活動（宗教的な活動や集会など）
- ▶ 企業の営利活動（営利目的の商品販売など）
- ▶ 定期的かつ長期にわたる活動など

なお、逗子市の移動支援事業では、通学や福祉施設へ

表1 習志野市の平成20年度手話通訳等派遣事業実績データ

	派遣の対象	具体的な内容	20年度実績	
			派遣人数	利用割合
1	医療及び健康に関すること。	医療機関の受診、健康診断等	439人	71%
2	権利の保持に関すること。	取調べ、陳述、裁判等	11人	2%
3	福祉に関すること。	福祉相談、育児相談等	29人	5%
4	労働に関すること。	就職面接、勤務条件交渉等	15人	2%
5	住まいに関すること。	借家手続、入居説明等	23人	4%
6	教育に関すること。	保護者会等	33人	5%
7	良好な人間関係に関すること。	家庭、職場、地域社会の人間関係の調整等	52人	8%
8	文化、教養及びスポーツに関すること。	博物館等の見学、運動施設の使用説明等	14人	2%

の通所を認めている。

### 3.1 手話通訳等派遣事業

コミュニケーション支援事業では、手話通訳者と要約筆記者が派遣されているが、ここでは派遣実績が多い手話通訳を取り上げることにする。

平成21年10月に全国16の市に、平成18年度から20年度の手話通訳等派遣事業実績データを問い合わせた。派遣対象の具体的な内容が公開されていて、かつ今回調査した市の中で平均的な派遣対象先の分類方法を採用していると考えられる習志野市の平成20年度の実績データを表1に示す。

最近3年間はどの市も派遣実績データに大きな変化はなかったので、平成20年度のみの市別の派遣実績の抜粋を資料7に示した。市によって派遣対象の分類方法が異なっているため、単純に比較できないが、「医療」「教育」「労働」「生活」が主となる共通項目であった。多くの市で「医療」が50%以上の利用割合を示し、最も多い派遣対象であることが特徴的であった。

### 3.2 視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業

我孫子市が平成20年4月より施行している視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業（資料2参照）では、障害者の居宅での文字情報に対し情報を保障している。公的機関からの郵便物や資料、公的機関への申請などを派遣の内容としている。

### 3.3 移動支援事業

派遣内容が具体的に示されている藤岡市の実施要綱の抜粋を以下に示す。

#### (1) 社会生活

- ①権利、義務に関する相談及び手続きのための移動
- ②学校行事への参加及びPTA活動のための移動
- ③家計の維持及び財産の保全に係る手続きのための移動
- ④外食及び日常生活に必要な買い物のための移動
- ⑤理容、美容及び着付けのための移動

⑥住居の取得、賃貸借、維持管理の契約及び相談のための移動

⑦冠婚葬祭、初詣及び墓参り等社会的習慣のための移動

⑧官公庁及び金融機関での手続きのための移動

⑨公的行事への参加のための移動

#### (2) 余暇活動及び社会参加

- ①各種行事及び研修会のための移動
- ②余暇、スポーツ、文化活動への参加のための移動
- ③ボランティア活動のための移動
- ④レクリエーション、旅行、スポーツ観戦、映画鑑賞及び観劇等のための移動

資料5に示されているように、派遣内容はどの市町村でも似ていて、社会生活、余暇活動、社会参加と大きく3つに分類できることがわかる。

### 3.4 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

資料3に愛媛県の派遣事業実施要領を示した。その他の地方自治体の派遣内容（資料4参照）も愛媛県とほぼ同様と見受けられ、派遣内容（派遣対象事由）は公的機関や医療機関、余暇活動などと記載されている。

## 4 公的派遣支援サービスの費用負担の現状

2009年現在、コミュニケーション支援事業と盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の派遣関係の費用負担について、調べた結果をまとめたものを資料8とした。以下に平均的であると考えられる代表的な例を説明する。

### 4.1 利用者負担

利用者負担は原則として無料である。派遣を要する入場料、参加費、交通費等は、手話通訳分も利用者が負担することが明記されている地方自治体がいくつかある。井原市は、市外へ派遣する場合の通訳者の交通費は利用者の実費負担としている。習志野市は電車、バス等の交通機関に限り実費が支給される。北名古屋市では、通訳者等に支払う交通費は、年12回、1回当たり1500円を

限度とし、交通費の市負担以上の利用及び入場料、出席者負担金、その他必要な経費については、申込者の負担とされている。

名古屋市・盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣事業では、通訳開始後のヘルパーの交通費は利用者が負担となっている。交通機関を利用して外出する場合、通訳・ガイドヘルパーにかかる交通費は原則として当該盲ろう者の負担となる。

#### 4.2 謝金等

串本町の場合、派遣手当の時間当たり単価は、手話奉仕員が1000円、手話通訳士・者が2000円、要約筆記者（手書き）が1000円、要約筆記者（パソコン）が1200円となっている。北名古屋市は、1時間当たり1500円とし、以降30分につき750円となっている。

習志野市は、基本報奨金は1時間につき1090円。以後30分につき545円。さらに1回1000円の派遣加算があり、時間外加算や遠距離加算もある。

### 5 在宅失語症者への公的派遣サービス制度内容の検討

現状の在宅失語症者への公的支援は、ほんの一部の地方自治体で行われているだけである。派遣サービスは我孫子市ののみで、会話パートナー養成講習会を行政が主催している地方自治体が数か所である。

これまで見てきたように、現行の手話通訳等派遣事業、移動支援事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業いずれも、広く社会生活と社会参加に関する派遣対象が認められており、コミュニケーション支援事業の対象者として失語症者を含む派遣事業実施要綱の内容を検討する際、現行のコミュニケーション支援事業実施要綱をモデルとして差し支えないと考える。

先行的に実施されている、我孫子市の「失語症会話パートナー派遣事業」は、派遣対象も派遣先も限られ、現行のコミュニケーション支援事業とは別の事業という位置づけとなっている。派遣事業において、失語症を聴覚障害とは別に取り扱う必然性はないはずで、全国に先駆けて失語症を対象としたサービスを始めた意義は大きいが、派遣対象や派遣先をもっと広げるように事業の見直しをすべきである。

#### 5.1 派遣事業実施要綱

##### (1) 対象者

自立支援法下でのサービス対象者は身体障害者手帳所持を要件とするために、失語症で言語機能3級あるいは4級の手帳を所持する者とすべきである。

##### (2) 派遣者（通訳者）

手話通訳者等や要約筆記者と同様、所定の養成講習会

を受講し登録した者を通訳者（会話パートナー）として派遣できることにすべきである。

##### (3) 派遣対象

コミュニケーション支援事業でも移動支援事業でも、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業でも、派遣対象は公的機関に関係する社会生活や社会参加と余暇活動と定義づけられ、非常に幅広い内容に対して派遣が認められている。今回調査した手話通訳派遣実績（資料6）では、医療関係への派遣ニーズが高かった。

2009年8月に実施された失語症者へのアンケート調査<sup>8)</sup>によれば、121名中99名が会話パートナーを利用したいと回答し、会話パートナーに期待する内容は以下のとおりであった。「友の会の活動支援」（54%）、「趣味活動の援助」（21%）、「食事やお茶の相手」（20%）、「友の会への紹介・付き添い」（18%）、「パソコン・携帯の援助」（18%）、「家の話し相手」（12%）、「買い物の援助」（7%）、「役所での申請手続き」（7%）、「手紙などの作文」（6%）、「診察時のサポート」（4%）、「パンフレットの取り寄せ」（4%）で、「内容を思いつかない」が20%もあり、失語症者が第三者の支援を受けることについて、イメージしにくい実態が推察された。

上記のニーズの中で手話通訳や移動支援の派遣対象と合致すると考えられるものは、「友の会の活動支援」「趣味活動の援助」、「友の会への紹介・付き添い」、「買い物の援助」、「役所での申請手続き」、「診察時のサポート」である。これらのニーズを支援できるように、とりあえず会話パートナーを養成すべきであると考える。

居宅外だけでなく、我孫子市の視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業と同様に、居宅での情報保障についても認めるべきである。居宅外については、学習会や講演会だけでなく、当事者団体である友の会などの当事者活動は、失語症者にとって社会に参加するための第一歩であり母体もあると考えられるので、社会活動先として認めるべきである。

派遣対象として認められないものとしては、下記の現行ガイドラインを踏襲すべきである。

①政治団体の活動（特定の政党の政治活動など）

②宗教団体の活動（宗教的な活動や集会など）

③企業の営利活動（営利目的の商品販売など）

④定期的かつ長期にわたる活動など

##### (4) 費用負担

サービスを利用するにあたっての利用料は無料とすべきである。また、派遣手当の時間当たりの単価として、現行の手話通訳と同等の1000円以上の単価に設定する必要がある。通訳者の交通費は原則、利用者負担とせざ

るを得ないと考える。

## 5.2 派遣者養成（設置）事業

### （1）養成講習会の実施

標準カリキュラム<sup>9)</sup>を作成し、行政主導で養成講習会を実施する必要がある。伝統がある手話通訳者等や要約筆記者でさえも人材不足が問題となっている現在、失語症者のための会話パートナーの養成も困難を伴うことが予想される。

### （2）派遣コーディネーターの配置（事業委託）

派遣を希望する利用者とそのニーズを満たすことができる会話パートナーをマッチングすることは派遣業務の根幹である。派遣を担う当事者団体が組織され、その団体に派遣コーディネート業務を委託する形をとるべきである。その派遣当事者団体の運営の支援も必要である。

## 6 おわりに

現状のコミュニケーション支援事業の対象者に、言語機能障害が含まれているにもかかわらず、失語症者が実質的に事業の対象とされていないのは、派遣を担う人材が特定できないからであると考える。現在、全国に広がり始めている会話パートナーを失語症者への派遣を担う人材として、量的にも質的にも養成するシステムを確立することが最優先課題である。

一方、サービスを受ける側の失語症当事者は、聴覚障害者とちがい、社会生活や社会参加に関して消極的である。他人の力を借りてまで社会生活や社会参加をしようとは思わない。退院後自宅に閉じこもっている失語症者は多く、そのほとんどが家族の協力なしでは自宅を出ることができない。失語症の患者数が増加していると予想されているにもかかわらず、失語症友の会の会員が減少傾向となっている。多くの失語症当事者が失語症友の会の存在を知らない実態もある。多くの失語症当事者は、失語症になったことで社会生活と社会参加をあきらめていると思う。自宅に閉じこもりがちな失語症者が、失語症友の会のような当事者グループへの参加を足がかりに、そこで社会参加をしている失語症者に接し、また社会参加を支援してくれる第三者の存在（会話パートナー）

を知ることで、社会参加へのモチベーションが高まるのではないかと考える。そして、多くの失語症者が会話パートナーの公的派遣を受ければ、社会生活や余暇活動が充実し、社会参加が促進されるにちがいない。

本研究は、平成21年度科学研究費補助金（挑戦的萌芽研究）「失語症者への個人支援を公的制度化するための基礎的研究（課題番号：21650140）」の交付を受けて行ったものである。

## 参考文献

- 1) Kagan, A, Supported conversation for adults with aphasia: methods and resources for training conversation partners, *Aphasiology*, 12 (9), p. 816–830, 1997.
- 2) 縊森淑子、「失語症リハビリテーションの最近の動向と ICF」、人間と科学（県立広島大学保健福祉学部誌）、6巻1号、2006年
- 3) 吉野眞理子、「失語のある人の生活参加を支援するアプローチ」、コミュニケーション障害学、25巻1号、p. 27–31、2009年
- 4) 鈴木朋子、吉田敬、「会話パートナーによる失語症個人支援の試み—その諸効果と問題点に関する一考察ー」、医療福祉研究（愛知淑徳大学医療福祉学部誌）、第5号、p. 52–64、2009年
- 5) 小林久子、「失語症会話パートナーの養成」、コミュニケーション障害学、21巻1号、p. 35–40、2004年
- 6) NPO 法人言語障害者の社会参加を支援するパートナーの会和音主催、「集まれ！日本全国の失語症会話パートナー～語って、学んで、考えて～」当日配布資料
- 7) 竹中啓介、今泉利江子、谷宏子、松本真紀、前里伸子、宇野園子、「失語症会話パートナーの養成と派遣事業の取り組み」、言語聴覚研究、6巻3号、p. 176–181、2009年
- 8) 竹内あゆ美、「失語症者の会話パートナーに対する認識—失語症者の質問紙調査より—」、2009年度愛知淑徳大学医療福祉学部卒業論文
- 9) 吉畠博代、本田留美、長谷川純、小山美恵、縊森淑子、「失語症会話パートナー養成カリキュラムのガイドラインに関する試案」、人間と科学（県立広島大学保健福祉学部誌）、3巻2号、p. 105–121、2003年

## 資料一覧

- 資料 1 地域生活支援事業実施要綱
- 資料 2 千葉県我孫子市 視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領
- 資料 3 愛媛県盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業実施要領
- 資料 4 盲ろう者通訳・介助員派遣事業の派遣対象例
- 資料 5 市町村のコミュニケーション支援事業実施要綱の派遣対象例
- 資料 6 市町村移動支援事業実施要綱の派遣対象例
- 資料 7 市別手話通訳等の派遣実績
- 資料 8 派遣事業の費用負担

〈資料1〉 地域生活支援事業実施要綱

(最終改正：平成20年3月28日付け障発第081002号 平成20年4月1日から適用)

出典：「地域生活支援事業の実施について」

平成18年8月1日障発第0801002号、各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

(別記2) **コミュニケーション支援事業**

1 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

3 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

4 留意事項

(1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

ア 「手話通訳者」

(ア) 「手話通訳士」……手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

(イ) 「手話通訳者」……都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

(ウ) 「手話奉仕員」……市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

イ 「要約筆記者」

「要約筆記奉仕員」……市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者

(別記4) **移動支援事業**

1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

(2) 実施方法

各市町村の判断により地域の特性や利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。

ア 個別支援型

個別の支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

イ グループ支援型

(ア) 複数の障害者等への同時支援

(イ) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

ウ 車両移送型

(ア) 福祉バス等車両の巡回による送迎支援

(イ) 公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援

(3) 対象者

障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者とする。

(4) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。

3 留意事項

## 在宅失語症者への公的派遣サービス創設に向けて

### (1) 指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、

- ・障害者自立支援法（以下「法」という。）における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者
- ・これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者

などを活用した事業委託に努めること。

また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。

### (2) 突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行うこと。

### (3) サービス提供者については、平成15年3月27日障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「居宅介護従事者養成研修等について」を活用するなど、その資質の向上に努めること。

また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村への外出等に支障を生じないよう配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。

## 〈資料2〉 千葉県我孫子市 視覚障害者代筆・代読ヘルパー事業要領

平成20年1月11日要領案作成

平成20年4月1日試行事業施行

### 1 制度の趣旨

視覚的な情報を制限されている障害者に対し、所定の研修を受けた代筆・代読ヘルパーを居宅に派遣し、障害者への情報保障をすることを目的とする。

### 2 対象者

平成20年度においては、試行事業であるため、暫定的に視覚障害者で我孫子市障害者等在宅生活支援事業のガイドヘルパーの決定を受けている者とする。

### 3 派遣の内容

障害者の居宅において行う、次の内容とする。

- ①公的機関（又はそれに順ずる機関）からの郵送物や資料等の代読。
- ②生活上必要不可欠な説明書等の代読。
- ③公的機関（又はそれに順ずる機関）への申請等に対する代筆。
- ④その他、上記作業に対して障害者が情報をストックするために必要な支援。
- ・資料の整理・テープや録音機器への情報吹き込み・代筆作業確認

### 4 申請及び決定

我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用申請書（様式第1号（第26条第1項関係））に基づく申請後、ガイドヘルパー派遣事業の年間予備時間に代筆・代読ヘルパーの決定時間を上乗せする。また、作業内容から1回あたり、1時間30分までを上限とする。

### 5 ヘルパーの依頼方法等

我孫子市の認定資格所持者を有する地域生活支援事業者（市の委託事業者）へ依頼する。

### 6 報酬単価

事業者への報酬単価は、ガイドヘルパーの身体介護無の単価と同様、30分あたり750円とする。ただし、作業内容から短時間で終了することを鑑み、1時間以内の作業時間は、1時間あたりの単価を適用する。1時間を超える場合は30分あたりの単価を適用する。

### 7 利用料

利用料は、障害者本人及び配偶者の市民税によって1時間あたり0円から150円まで徴収する。ただし、上限月額（0円から最高1万円）を超える額は徴収しない。

### 8 研修及び認定資格

市で開催する研修を受講された事業所に、認定資格を発行する。

### 9 事業開始

平成20年4月1日から

## 〈資料3〉 愛媛県盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業実施要領

### 1 事業の目的

この事業は、視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者に対して、通訳・介助員（当該盲ろう者の家族である者を除く。）を派遣し、コミュニケーション及び移動等を支援することにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は愛媛県（以下「県」という。）とする。ただし、県が適当と認めた団体等（以下「団体等」という。）に事業を委託して実施するものとする。

### 3 通訳・ガイドヘルパー

この事業において通訳・ガイドヘルパーとは、20歳以上の者で、手話（触手話、接近手話を含む。）、指点字、指文字、プリスタ、筆記などの盲ろう者向け通訳技術を用い、理解と熱意を持って通訳・介助を行うことができる、次のいずれかの要件を満たしているものとする。

- (1) 社会福祉法人全国盲ろう者協会の盲ろう者向け通訳・介助者養成研修会を修了した者
- (2) 社会福祉法人全国盲ろう者協会の訪問相談員として登録を受けていた者
- (3) 愛媛県の盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修会を修了した者
- (4) 愛媛県以外の都道府県で実施された盲ろう者向け通訳・介助員養成に係る研修会を修了した者
- (5) その他県が特に認めた者

### 4 派遣対象者

この事業の派遣対象者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 現に愛媛県内に居住し、身体障害者手帳の障害内容が、視覚障害及び聴覚障害の双方に該当し、障害の程度が1級又は2級に該当する者
- (2) その他県が派遣対象者として認めた者

### 5 派遣対象事由

通訳・ガイドヘルパーの派遣対象となる事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公的機関や医療機関への移動等社会生活上必要不可欠な場合
- (2) 余暇活動、研修等社会参加促進のため必要と認められる場合。ただし、次に掲げる場合を除く。

- ア 政治的活動にかかる場合
- イ 宗教的活動にかかる場合
- ウ 物品の販売等の営業活動にかかる場合
- エ 社会通念上、本事業を利用することが適当でない場合

- (3) その他通訳・介助が必要な場合

### 6 利用登録

- (1) 4の要件を満たした者が通訳・ガイドヘルパーの派遣を受けようとするときは、あらかじめ利用登録申請書（様式第1号）により団体等に申請しなければならない。
- (2) 団体等は、前項による申請内容を審査のうえ、利用券（様式第2号）を交付するものとする。
- (3) 団体等は、利用券を交付した者（以下「利用者」という。）を利用者登録台帳（様式第3号）に登録するものとする。
- (4) 利用者は登録事項に変更が生じたとき及び県外へ転居等の理由により登録を抹消する事由が生じたときは、その旨を団体等に速やかに届出なければならない。

### 7 利用券の交付

団体等が交付する利用券の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 利用券1枚の派遣時間単位は1時間とする。
- (2) 利用者1人当たりの年間（当年4月から翌年3月まで）の利用券交付枚数は、240枚を上限とする。ただし、団体等は全ての利用者の利用状況を考慮したうえで、必要と認められる場合は1人当たりの派遣枚数を調整することができる。

### 8 通訳・ガイドヘルパーの登録

- (1) 通訳・ガイドヘルパーの登録を希望する者は、通訳・ガイドヘルパー登録申請書（様式第4号）により団体等に申請しなければならない。
- (2) 団体等は、(1)による申請があったときは、3に定める登録要件を確認のうえ、登録が適当と判断した場合は、速やかに登録の手続を行い、通訳・ガイドヘルパー登録証（様式第5号）を交付する。
- (3) 団体等は、通訳・ガイドヘルパー登録証を交付した者を通訳・ガイドヘルパー登録台帳（様式第6号）に登録するものとするものとする。
- (4) 通訳・ガイドヘルパーは、登録事項の変更、登録証の損傷・紛失等があったときは、その旨を団体等に速やかに届け出ることとし、団体等は登録証の訂正又は再交付を行う。
- (5) 団体等は、次のいずれかに該当するときは、通訳・ガイドヘルパーの登録を抹消することができる。
  - ア 通訳・ガイドヘルパーから登録抹消の届出があったとき。
  - イ 通訳・ガイドヘルパーとして不適当な行為が認められたとき。
- (6) (5)の規定により通訳・ガイドヘルパーの登録を抹消された者は、直ちに通訳・ガイドヘルパー登録証を返還しなければならぬ。

## 在宅失語症者への公的派遣サービス創設に向けて

い。

### 9 通訳・ガイドヘルパーの遵守事項

- 通訳・ガイドヘルパーは、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 通訳・介助業務中は、通訳・ガイドヘルパー登録証を常に携行し、他人に貸与してはならない。
  - (2) 盲ろう者等の人権を尊重し、かつ業務に当たって知り得た情報を漏らさないこと。
  - (3) 通訳・介助を通じて、政治的、宗教的及び営業活動等を行わないこと。

### 10 派遣の依頼及び利用

- (1) 利用者が通訳・ガイドヘルパーの派遣を必要とするときは、必要とする日の1週間前までに団体等に申出をしなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。
- (2) 利用者が、自ら又は家族等から、直接、通訳・ガイドヘルパーに派遣の依頼ができる場合は、(1)による団体等への申し出を省略することができる。
- (3) 利用者は通訳・ガイドヘルパーの派遣を受けた場合、派遣を受けた時間相当数分の利用券を通訳・ガイドヘルパーに交付しなければならない。交付の際は利用券に利用者の署名又は押印をするものとする。
- (4) 利用時間は、原則1日8時間を限度とする。

### 11 通訳・ガイドヘルパーの選考

- (1) 団体等は、10-(1)の申出があった場合においては、利用者の心身等の状況を十分考慮し、通訳・ガイドヘルパーの派遣の可否を決定するとともに、コーディネート記録簿（様式第7号）に記録するものとする。（以下、当業務を「コーディネート」という。）
- (2) 団体等は、通訳・ガイドヘルパーの派遣を決定したときは、当該通訳・ガイドヘルパーと調整のうえ、その旨を利用者等に連絡するものとする。
- (3) 団体等は、通訳・ガイドヘルパーの都合その他の理由により、派遣ができないときは、その旨を利用者等に連絡するものとする。
- (4) 団体等が、コーディネート業務を行った場合は、1件につき500円を支給する。

### 12 通訳・ガイドヘルパーの謝金等

- (1) 通訳・ガイドヘルパーの謝金は、1時間当たり1,400円とする。
- (2) 通訳・ガイドヘルパーの業務時間内の交通費、施設利用料等は、利用者の負担とする。
- (3) 通訳・ガイドヘルパーの自宅から利用者の自宅（業務開始地点）までの往復時間は業務外とし、謝金の対象外とする。ただし、交通費相当額として2,000円を限度として実費を支給することとする。
- (4) (3)の場合において、通訳・ガイドヘルパーが公共交通機関がない等の理由により、やむを得ず自家用車等を利用した場合は、1km当たり37円で換算した金額を支給する。

### 13 謝金等の調整

団体等は、本事業の実施状況に応じ、次に掲げるものについては、その限度内で調整することができる。

- (1) 1日の利用時間（10-(4)）
- (2) コーディネート料（11-(4)）
- (3) 通訳・ガイドヘルパーの謝金（12-(1)）
- (4) 交通費（12-(3)、(4)）

### 14 業務実施報告

- (1) 通訳・ガイドヘルパーは、通訳・介助活動報告書（様式第8号）により、当該月分を翌月の5日までに団体等に報告する。
- (2) 通訳・介助活動報告書には、利用者が署名又は押印した利用券を添付する。
- (3) 利用券の添付がないもの、利用者の署名又は押印のない利用券については、無効とする。

### 15 謝金等の支払

団体等は、14の報告があったときにおいて、内容を審査のうえ、適当と認められた場合は、その時間数に応じた謝金及び交通費を通訳・ガイドヘルパーに支払うものとする。

### 16 損害保険の加入

団体等は、通訳・ガイドヘルパーの業務上の事故防止に努めるとともに、通訳・ガイドヘルパーの業務中の災害に備えて損害保険への加入措置をするものとする。

### 17 協力義務

通訳・ガイドヘルパーは、常に、通訳・介助活動技術の向上に努めるとともに、団体等から派遣の要請があったときは、これに協力をしなければならない。

### 18 関係機関との連携

団体等は、本事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、かつ、事業の広報及び普及のため、県及び各市町、関係障害者団体等と密接に連携・協力するものとする。

#### 19 その他

その他この事業に必要な事項については、別に定める。

#### 〈資料4〉 盲ろう者通訳・介助員派遣事業の派遣対象例

##### 1 愛媛県盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業実施要領

- (1) 公的機関や医療機関への移動等社会生活上必要不可欠な場合
- (2) 余暇活動、研修等社会参加促進のため必要と認められる場合。ただし、次に掲げる場合を除く。
  - ア 政治的活動にかかる場合
  - イ 宗教的活動にかかる場合
  - ウ 物品の販売等の営業活動にかかる場合
  - エ 社会通念上、本事業を利用することが適当でない場合

##### 2 北海道身体障害者福祉協会

以下の場合については、派遣の対象となりません。

- ✓ 政治的活動のために、通訳・介助を必要とする場合。  
(例：×選挙運動に参加するため。 ○立候補者の講演を聞きに行きたい。)
- ✓ 宗教的活動のために、通訳・介助を必要とする場合。  
(例：×布教活動のため。 ○礼拝に参加したい。)
- ✓ 個人の営利目的のための通訳・介助の場合。
- ✓ その他、公序良俗に反するなど、社会通念上適切でないと認められる活動等の通訳・介助の場合。

##### 3 北九州市身体障害者福祉協会

官公庁等の公的機関又は医療機関に赴く場合。ただし、医療機関については継続的な通院は除きます。

社会参加の観点から、日常生活上外出が必要なとき。ただし次の場合は除きます。

通勤、営業活動等の経済的活動。

通学、通院等の長期にわたる外出。

社会通念上この制度を適用することが適当でないもの

##### 4 名古屋市身体障害者連合会

- ア 公的機関、医療機関等社会生活上外出が必要なとき
- イ 社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要なとき
- ウ 居宅において日常生活上通訳が必要なとき

※通勤、営業活動等の経済的活動にかかる外出、ギャンブル等その他社会通念上本制度を利用することが適当でない外出は対象になりません。

#### 〈資料5〉 市町村のコミュニケーション支援事業実施要綱の派遣対象例

##### 1 横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設

- ①医療・保健に関すること：診察、治療、検査、母親教室、栄養相談など
- ②司法に関すること：裁判、調停、警察関係など
- ③教育・保育に関すること：懇談会、授業参観、入学・卒業式、学校説明会、進路説明会、教育相談など
- ④労働・雇用に関すること：就職試験、面接、職場内のトラブル、仕事に関する資格取得など
- ⑤公的機関での手続きに関すること：生活保護、介護保険、年金、その他福祉制度の利用申請など
- ⑥社会生活に関すること：相続、契約、法律相談、人間関係調整、免許更新、住宅、冠婚葬祭など
- ⑦社会活動に関すること：自治会、町内会活動など
- ⑧福祉推進に関すること：聴覚障害者団体の会議・大会など

※原則としてできないもの

- 政治団体の活動（特定の政党の政治活動など）
- 宗教団体の活動（宗教的な活動や集会など）
- 企業の営利活動（営利目的の商品販売など）
- 定期的かつ長期にわたる活動など

在宅失語症者への公的派遣サービス創設に向けて

2 北名古屋市（愛知県） 北名古屋市手話通訳者設置事業実施要綱（抜粋）

派遣対象となる事項			
番号	対象事業	内 容	派遣場所
1	生命及び健康に関すること。	病気、出産、健康管理等	病院、保健所、その他の医療機関等
2	官公署に関すること。	証言、取調べ、陳述、就職・転職相談、届出、申請等	検察庁、裁判所、労働基準監督署、職業安定所、その他の官公署
3	教育に関すること。	授業参観、進路相談、その他教育に関する話し合い等	学校、幼稚園、保育所、その他教育関係機関
4	財産・労働等に関すること。	勤務条件等に関する話し合い、住宅・不動産関係相談、金融機関手続き等	事業所、金融機関等
5	社会参加に関すること。	学習活動、講演会等	開催会場等
6	地域生活、家庭生活に関すること。	家庭、地域及び近隣での話し合い、連絡、届出、冠婚葬祭等	家庭、地域及び近隣地域、市役所、福祉事務所等
7	団体活動に関すること。（市の補助金支給団体に限る）	心身障害者の福祉団体等の行事等	開催会場等
8	災害、その他緊急かつ重要な事項で市長が特に必要と認めたこと。		

3 深浦町（青森県）

事 項	内 容	活動場所
生命及び健康に関すること	病気、出産、健康管理等	病院、保健所その他医療機関
官公署に関すること	証言、取調べ、陳述、届出等	裁判所、検察庁、警察署、労働基準監督署等
職業に関すること	就職、転職、勤務条件等に関する話し合い	職業安定所、事業所等
教育に関すること	授業参観、進路相談その他教育に関する話し合い	学校、保育所その他教育機関
住居に関すること	借家手続き、住宅購入等	家主、銀行等
地域における生活に関すること	家庭、地域及び近隣での話し合い、連絡、届出等	家庭及びその近隣地域、役場等
団体活動に関すること	身体障害者福祉会、ろうあ協会等の行事	開催会場等
冠婚葬祭に関すること	本人の結婚式 同一世帯の親族及び3親等内の親族に係る結婚式・葬儀	式場等
その他町長が特に必要と認めたとき		

4 久喜市（埼玉県）

医療	病院の診察、健康診断、予防接種、検査など
生活	市役所等の各種手続、冠婚葬祭、町内会、トラブルなど
教育	入学・卒業式、授業参観、懇談会、家庭訪問、PTA活動など
職業	会社面接、職場での話し合いなど
警察	事件、事故、運転免許の更新など
その他	講演会、大会、会議、講座など

※宗教団体、政党活動、営業活動などには派遣できません。

5 大仙市（秋田県）

派遣対象用務	具体例	通訳場所
生命及び健康の維持に関すること	診察、治療、検診、手術、健康管理等	病院、保健所、診療所等
権利の保持に関すること	相続、示談交渉、取調べ、契約、人権侵害等	裁判所、警察、法務局等
事業及び仕事に関すること	就職試験、労働条件に関する仲裁、求職相談等	ハローワーク、労働基準監督署
人間関係に関すること	家族、親戚、地域集会、結婚式、葬式等	自宅、公民館、式場等
住まいに関すること	住宅、土地購入、新築、改築、住宅入居等	自宅、不動産会社、住宅会社等
教育及び保育に関すること	入園・入学・卒業式、PTA、説明会等	学校、保育園、保育所等
技術取得に関すること	適性検査、運転免許取得、技術取得等	自動車学校、警察、訓練所、事業所等
各種会議に関すること	会議等	会館等
公的機関での手続に関すること	確定申告、各種割引、年金、手当等	社会保険事務所、郵便局、税務署等
その他	社会生活上、手話通訳が必要不可欠と認められるもの	

## 6 栗東市（滋賀県） 市のHPで具体例を掲載

◎下記のような場所に派遣します。（例）

健康	病院での診察、検査、健康診断、栄養相談、家族の受診、付き添い 等
仕事	相談、面接、研修、上司との話し合い 等
冠婚葬祭	結婚式、披露宴、二次会、葬儀、法事 等
子育て	学校、幼稚園・保育園での参観、懇談会、個人面談、卒業式、入学式 学童保育 等
地域生活	町内会の会議、説明会、祭りや行事 等
住宅	住宅の売買、リフォームについての相談 等
警察	被害届、相談、交通事故、運転免許の更新 等
お金	銀行での相談、保険・年金の相談 等
文化・教養	各種講座、講演会 等
親族関係	家族や親族での話し合い 等

※その他、派遣を希望される場合はご相談ください。

## 〈資料6〉 市町村移動支援事業実施要綱の派遣対象例

## 1 藤岡市（平成19年1月17日）

事業の内容は、別表第1のとおりとし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。ただし、次に掲げる移動は事業の対象としない。

- (1) 通勤及び営業活動等の経済活動に係る移動
- (2) 通学及び施設への通所等のための移動で長期に継続するもの
- (3) 病院への通院介助等のための移動
- (4) ギャンブル及び飲酒等を目的とした移動
- (5) 宗教及び政治活動又は営利を目的とする団体活動に伴う移動
- (6) 保護者等による対応が適当と認められる移動
- (7) 社会通念上移動支援事業を利用することが適当でないもの
- (8) 前各号に掲げる移動のほか、通年かつ長期に継続する移動

## 別表第1

## 1 社会生活上不可欠な移動

- (1) 権利、義務に関する相談及び手続きのための移動
- (2) 学校行事への参加及びPTA活動のための移動
- (3) 家計の維持及び財産の保全に係る手続きのための移動
- (4) 外食及び日常生活に必要な買い物のための移動
- (5) 理容、美容及び着付けのための移動
- (6) 住居の取得、賃貸借、維持管理の契約及び相談のための移動
- (7) 冠婚葬祭、初詣及び墓参り等社会的習慣のための移動
- (8) 官公庁及び金融機関での手続きのための移動
- (9) 公的行事への参加のための移動
- (10) その他前各号に準ずる外出と市長が認める移動

## 2 余暇活動及び社会参加のための移動

- (1) 各種行事及び研修会のための移動
- (2) 余暇、スポーツ、文化活動への参加のための移動
- (3) ボランティア活動のための移動
- (4) レクリエーション、旅行、スポーツ観戦、映画鑑賞及び観劇等のための移動
- (5) その他前各号に準ずる外出と市長が認める移動

## 2 広島市障害者(児)社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業

- ①区役所など公的機関、医療機関に赴く等社会生活上外出が必要なとき
- ②社会参加促進の観点から、日常生活上外出が必要なとき

次の場合は除く

- 1) 通勤・営業活動等の経済的活動に係る外出
- 2) 通学などの通年かつ長期にわたる外出（特に必要と認めるものを除く）

## 在宅失語症者への公的派遣サービス創設に向けて

### 3) 社会通念上、本制度を適用することが適當でない外出

#### 3 日光市（平成18年10月1日）

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援をするものとする。ただし、外出が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、支援しないものとする。

- (1) 営業活動等の経済的活動を目的とした外出であるとき。
- (2) 通勤通学等の通年かつ長期にわたる外出であるとき。
- (3) 宿泊を伴う外出であるとき。

#### 4 厚木市

- (1) 社会生活上必要不可欠な外出介護支援（官公庁や金融機関での申請等手続、公的行事への参加、本人同伴による生活必需品の購入、冠婚葬祭等による外出の支援をいう。）
- (2) 余暇活動等社会参加のための外出介護支援（外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇等による外出の支援をいう。）

#### 5 逗子市

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者等の外出における個別の移動支援
- (2) 障害者等の通所・通学における個別の移動支援

2 事業の提供範囲は、原則として1日の範囲内で終えられるものに限る。

3 事業の利用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公的機関への外出
- (2) 公的機関が行う講座、研修会等への参加のための外出
- (3) 福祉団体等が行う各種行事等への参加のための外出
- (4) 余暇活動のための外出
- (5) その他市長が特に必要があると認める外出

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事業を利用することができない。

- (1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出
- (2) 社会通念上事業を利用するものが適當でない外出
- (3) 同様の福祉サービスを利用できるとき。

### 〈資料7〉 市別手話通訳等の派遣実績

#### 1 調査実施

平成21年10月

#### 2 調査方法

平成18年度から20年度までの手話通訳等派遣実績データの提出を市担当部署に依頼した。依頼先の選択については、地域のバランスを考慮し、かつ比較的人口が多い市とした。

#### 3 実績データ

市によって派遣対象の分類方法が異なっているが、「医療」「教育・保育」「労働・就職」「生活」の4項目が主となる共通項目であったことから、この4項目について20年度の市別の実績データ（利用割合）を比較したものを下記の表に示した。

平成20年度市別手話通訳派遣実績（抜粋）

	医療	教育	労働	生活		医療	教育	労働	生活
高松市	75	12	2	—	八王子市	56	6	10	—
青森市	73	7	—	18	長野市	50	17	9	—
日光市	73	—	—	—	B市	44	18	7	11
習志野市	71	5	2	8	奈良市	44	13	—	4
仙台市	63	14	2	3	鳥取市	42	13	6	5
A市	63	10	9	—	名古屋市	39	11	3	8
八代市	60	7	4	23	名護市	26	15	11	38
鶴ヶ島市	58	4	3	9	栗東市	17	14	4	21

単位：%

—：不明あるいは1%未満

(注) A市とB市は市名の公表について承諾が得られなかった。

### 〈資料8〉派遣事業の費用負担

#### 1 手話通訳派遣事業

##### (1) 利用者負担

- 派遣事業についての利用者負担はすべての地方自治体で無料であった。
- 入場料、参加費、その他の経費が必要な場合は、手話通訳者の分も利用者の負担となる。
  - ⇒ 久喜市、松浦市、習志野市
- 入場料、参加費、交通費、その他の経費が必要な場合は、手話通訳者の分も利用者の負担となる。
  - ⇒ 楠葉町、笠岡市、ひたちなか市、魚沼市
- 市外へ派遣する場合の通訳者の交通費は利用者の実費負担。
  - ⇒ 井原市

##### (2) 謝金等

###### ➤ 北名古屋市

- ①市長が通訳者等に支払う経費は、1時間当たり1500円とし、以降30分につき750円。
- ②市長が通訳者等に支払う交通費は、年12回、1回当たり1500円を限度とする。ただし、交通費の市負担以上の利用及び入場料、出席者負担金、その他必要な経費については、申込者の負担。
- ③通訳者等がやむを得ず自動車を利用する場合は、1km当たり25円支給。ただし北名古屋市内での移動については算定しない。

###### ➤ 串本町コミュニケーション事業実施要綱

第11条 実施主体は、手話通訳者等に対し、派遣実績に応じて、次に定める派遣手当等を支給する。

- (1) 派遣手当は、待ち合わせ時間から手話等の業務を終了するまでの時間（以下「派遣時間」という。）に対して、1時間当たり別表に定める額とする。ただし、派遣時間が1時間未満の場合は、当該派遣時間は1時間とみなす。
- (2) 派遣時間が1時間を超える場合は、30分ごとに別表に定める額の半額を加算する。
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に派遣した場合は、別表に定める額の50パーセントを割増手当として支給する。
- (4) 往復2時間以上を要した場合は、移動に要した時間に対して別表に定める額の50パーセントを支給する。
- (5) 活動に要した交通費、その他経費は、別表に定める額とする。

別表（第11条関係）

区分	費用単価基準	金額	摘要
派遣手当	派遣手当の時間当たり単価	1,000円	手話奉仕員
		2,000円	手話通訳士・者
		1,000円	要約筆記者（手書き）
		1,200円	要約筆記者（パソコン）
交通費	派遣の交通費 1km 当たり単価	37円	自家用車利用の場合とする。ただし、公共交通機関（タクシーを除く。）を利用した場合は実費を支給する。
その他経費	活動に要した経費	実費	通行料、駐車料等

\*公共交通機関を利用した場合は、様式第7号の提出時にその内容の確認できる明細書を添付すること。

\*活動に要した経費については、領収書を添付する。

###### ➤ 習志野市コミュニケーション支援実施要綱

第20条 市長は、前条の手話通訳者等活動記録書兼報償金請求書に基づき、手話通訳者等に対し、別表第2に定める報償金を支払うものとする。

別表第2（第20条）

報償金	基本報償金	1時間につき1,090円 以後30分につき545円。ただし、30分未満の端数はこれを切り上げる。
	派遣加算	1回：1,000円 通訳等の場合
	時間外加算	第14条第2項の規定の時間外につき、通訳等をした場合はその時間を含む基本報償金に25%加算する（円単位の端数は四捨五入とする。）。
	遠距離加算	1回：1,000円 派遣場所までの距離数が市役所から片道25キロメートルを超え、かつ、登録通訳者等の自宅からも片道25キロメートルを超えている場合（距離数は電車、バス等の営業キロメートルとする。）
	交通費	実費支給（電車、バス等の交通機関に限る。）
		派遣の決定後、当日にキャンセルが生じた場合は、基本報償金1時間の単価及び派遣加算を支払う。
支払日	第19条の規定により手話通訳者等活動記録書兼報償金等請求書の提出があった場合は、当月の21日（この日が土曜日、日曜日又は祝祭日等の場合はその前日）に口座振込みにより支払うものとする。	

## 在宅失語症者への公的派遣サービス創設に向けて

### ▶ 岐阜県手話通訳派遣事業実施要領

#### ①手話通訳に対する手当

手当は、実際に通訳した時間を対象とし、1時間当たり1400円、60分までは1400円、1時間を超えたときは、30分ごとに計算する。上限は4時間までとする。

#### ②手話通訳に対する旅費

交通費は一律500円

(ただし、宿泊を要する場合の宿泊料等は、依頼者の負担とする。)

### 2 盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業

#### ▶ 愛媛県

(1) 通訳・ガイドヘルパーの謝金は、1時間当たり1,400円とする。

(2) 通訳・ガイドヘルパーの業務時間内の交通費、施設利用料等は、利用者の負担とする。

(3) 通訳・ガイドヘルパーの自宅から利用者の自宅（業務開始地点）までの往復時間は業務外とし、謝金の対象外とする。ただし、交通費相当額として2,000円を限度として実費を支給することとする。

(4) (3)の場合において、通訳・ガイドヘルパーが公共交通機関がない等の理由により、やむを得ず自家用車等を利用した場合は、1km当たり37円で換算した金額を支給する。

#### ▶ 名古屋市

通訳介助開始後のヘルパーの交通費は利用者が負担

#### ▶ 北九州市

交通機関を利用して外出する場合、通訳・ガイドヘルパーにかかる交通費は原則として当該盲ろう者の負担となります。